

奈良県告示第三百三十二号

卸売市場法施行条例（昭和四十七年三月奈良県条例第三十号）第八条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

卸売業者の名称	卸売業者の所在地	卸売業務を行っていた市場の名称	取扱品目	廃止年月日
和田 正晴	大和高田市 神楽三丁目 六の一七	大和生花地方卸売 市場	花き及び その加工 品	平成二十六 年五月三十 一日